

議案第 24 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 被保険者均等割及び世帯別平等割に係る保険料の減額の対象となる世帯の範囲を拡大するためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

第20条の2中「ものとする。）」を「ものとする。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例第20条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。